

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学 障害学生支援に関する基本方針

2020年4月1日制定

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めにより、修学意思のある学生が、障害があることによって差別的扱いを受け、修学の機会を損なうことがないよう具体的な措置を講じる。また、障害についての理解を深めるための啓蒙活動に努める。具体的には以下のとおりの方針で支援を行なう。

1. すべての学生に公正な修学の機会を保障する。
2. 支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学に関する事項、進学・就職等進路に関する事項、その他教育研究、学生生活全般に関するものとする。
3. 支援内容については、障害のある学生本人とその保護者等からの要望に基づき、学生の障害の状況に応じて検討し、さらに学生本人とその保護者等と協議のうえ、合意形成と共通理解を図ったうえで決定する。ただし、教育の本質や評価基準の変更、他の学生に教育上重大な影響を及ぼすような変更、調整などの配慮は行わない。
4. 障害のある学生への支援体制については、すべての組織及び教職員が緊密に連携し、実施するものとする。なお、主となる相談窓口は学生相談室、学生支援課とする。
5. 障害のある学生への適切な支援を実現するため、必要な人材配置、教職員のスキルアップのための研修の実施に努め、また、施設等の環境整備も推進する。
6. 支援を行ううえで知り得た障害のある学生の個人情報には厳重に管理し、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得られたもののみとする。ただし、大学が連携支援を行うために必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守したうえで、支援者間で個人情報を共有できるものとする。

以上